

居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受ける場合の取扱いについて

居宅介護支援事業者におかれましては、地域包括支援センターからの委託を受け、介護予防支援事業を実施していただいているところですが、令和6年4月の介護保険法改正に伴い、居宅介護支援事業者も市の指定を受け、介護予防支援事業を実施できることとなりました。

宇都宮市における介護予防支援事業の指定申請につきましては、次のとおり取り扱うこととしますので、介護予防支援事業の新規指定を希望される居宅介護支援事業者の方は、あらかじめご承知おきの上、申請いただきますようお願いいたします。

1 申請書類及び指定の手続きの流れについて

当該指定に際し、介護保険法第115条の22第4項において、「指定を行うおとすときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」と規定されていることから、宇都宮市においては、「意見を反映させるために必要な措置」について「地域包括支援センター運営協議会」（以下「運営協議会」という。）に意見を求めた上で指定をすることとします。

そのため、指定日につきましては、申請日以降の運営協議会開催後となりますが、運営協議会は原則年2回（不定期開催）となるため、申請のタイミングによっては指定までに数か月を要する場合がありますので、事業開始に当たってはご留意ください。

※ 指定詳細については、本市ホームページ「ID_1007061」をご参照ください。

2 注意点等について（重要）

(1) 指定の条件について

管理者が主任介護支援専門員である必要があります、以下の場合は指定できません。

ア 令和3年度改正に伴う経過措置により、管理者が、主任介護支援専門員でない場合

イ 現在、やむを得ない事由により管理者確保の計画書を市に提出し、主任介護支援専門員以外が管理者となっている場合

(2) 介護予防支援を提供できる利用者の範囲について

宇都宮市で行う介護予防支援の指定の効力については、宇都宮市の被保険

者に対してのみ効力があります。住所地特例者を除く市外の被保険者については、その市町から指定を受けるか、その地域の包括支援センターから委託を受ける必要があります。

(3) 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）の指定について

- ・ 介護予防ケアマネジメントの取扱いは、従来通り地域包括支援センターからの委託によるものとなっています。
- ・ そのため、介護予防支援として契約した利用者が、介護予防ケアマネジメントに切り替わった場合、予防ケアマネジメントのサービスを引き続き提供するには、利用者との契約ではなく、地域包括支援センターから委託を受ける必要があります。
- ・ 当然ながら、介護予防支援としてサービスを提供することを目的とし、不必要な介護予防サービスを位置付け続けるようなことは認められないことに御留意ください。

3 根拠等

(1) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

（公布：令和6年1月25日，施行：令和6年4月1日）抜粋

指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第一項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百四十条の六十六第一号イに規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。（後略）

(2) 介護保険法（公布：令和5年5月19日，施行：令和6年4月1日）抜粋
（指定介護予防支援事業者の指定）

第百十五条の二十二 第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者又は指定居宅介護支援事業者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定を
する市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が
行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区
域内に所在する住所地特例対象施設に入所等をしている住所地特例適用居
宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護
予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

(3) 全国介護保険担当課長会議資料（令和5年7月31日）抜粋

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業（いわゆる介護予防ケアマネジメント）は、地域包括支援センターが実施（指定居

宅介護支援事業者への委託可能) するものであること